

# 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察 －会計情報の有用性と実践可能性及び理解可能性の観点より－

岡 田 弘 明\*

A Study on the usefulness of the accounting system for social welfare corporation  
－From the viewpoint of practical possibilities and understanding possibilities  
and usefulness of accounting information－

Hiroaki Okada

---

【キーワード】会計、情報、社会福祉法人、利害関係者、有用性  
accounting, information, Social welfare corporation, stakeholders,  
usefulness

## I はじめに

平成12年に介護保険制度が始まり、福祉サービスは平成15年4月から原則として行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、提供者との契約により利用する制度へと移行することになり、社会福祉事業を取り巻く環境を一変させた。特に、施設の利用者は自らの意思で利用施設を選択することができるようになったとともに、民間の営利企業の参入が可能となり、福祉サービスの利用者にとって選択の幅が広がることになったのである。

それに伴い、従来の「社会福祉法人経理規程準則」から「社会福祉法人会計基準」に会計基準が移行することになり、「事業活動収支計算書（現 事業活動計算書）」が財務諸表の一つとして追加された。この「事業活動収支計算書」は、企業会計における損益計算書に相当するものであり、「適切なコスト管理、経営努力の結果が反映するため」と考えられる。

しかし、その後、厚生省は「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針」や「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針」等の当面の運用について」を通知し、結局 同一法人内でも、会計区分間で複数の会計ルールが混在し、「社会福祉法人会計基準」が目指した法人単位の経営状況の把握や損益計算思考が浸透せず、法人間の会計情報の比較可能性も確保できない状況に至った。

---

所属および連絡先

\* 大阪千代田短期大学

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

そこで、平成23年7月に、社会経済状況の変化への対応と会計ルールの併存の解消による事務の簡素化を目的として「社会福祉法人会計基準」（以降「新社会福祉法人会計基準」とする）が改正された。この「新社会福祉法人会計基準」は、社会福祉法人において行われる公益事業・収益事業を含む全ての事業に対して適用することが求められるとともに、平成27年4月から始まる事業年度からは、全ての社会福祉法人に対して新基準に準拠することが求められることになった。

今後は、企業会計の基準とも整合している統一した「新社会福祉法人会計基準」により、全ての社会福祉法人が、その会計を処理することになり、社会福祉法人間の比較可能性が確保されるにとどまらず、一般企業との比較可能性も相当程度確保されることが期待できる。

しかし、社会福祉法人が「新社会福祉法人会計基準」に従って会計を実践し、開示する会計情報に含まれる損益に関する情報は如何なる利害関係者にとって有用な情報なのかについて疑問が提示されている。そもそも、社会福祉法人は営利を目的とした存在ではなく、損益計算による利益情報を開示することにどのような意味があるのかという指摘すら存在する。

また、「新社会福祉法人会計基準」の改正に伴い社会福祉法人会計は高度化するが、現場の会計担当者の会計処理能力（実践可能性）は十分保たれているかについても検討する必要がある。

さらに、「福祉サービスの利用者」を主たる利害関係者と位置付けた場合、「福祉サービスの利用者」が高度に会計処理された社会福祉法人の会計情報を読み取る力（理解可能性）を有していないのではないかとも危惧される。すなわち、如何に高度な会計基準を用意しても、利害関係者に全く役に立たない（有用性が低い）ことになるのではないかと考えられるのである。

本稿は、社会福祉法人会計制度を社会福祉サービスの利用者の立場から検討することによって、その有用性、特に目的適合性と会計情報の作り手の実践可能性及び会計情報の読み手の理解可能性等について検討し、社会福祉法人会計基準を含む、るべき社会福祉法人会計制度を考える端緒とするものである。

具体的には、現在の社会福祉法人会計制度が、福祉サービスの利用者の立場から情報提供機能を果たしているかについて、企業会計基準委員会が2006年に討議資料として公表した「財務会計の概念フレームワーク」において示された「会計情報の質的特性」特に「意思決定との関連性」の観点より考察するとともに、会計情報を作成する側の実践可能性、さらには会計情報の利用者側の理解可能性について考察するものである。

## II 先行研究

浅尾（2010：48～49）は、「わが国では、社会福祉法人の財務情報の主な利用者が厚生労働省や自治体および経営管理者である。施設整備等の大部分が行政からの補助金によるためその

使用目的に応じて予算化されたうえで計算書に区分表示され、予算通りに執行されているどうか確認できる機能を計算書に求めている。」とし、社会福祉法人の主たる利害関係者として、国や自治体及び経営者を想定している。そのうえで、「社会福祉法人会計については、「指針」を基に速やかに処理方法を統一し、収益と費用の対応関係を明確にすべきである。客観的で、理解可能な、一般企業とも比較ができるだけの有用な会計情報を公表しなければならない。そのことが、社会福祉法人において、質の高い福祉サービスの継続的供給と効率的経営の実現に貢献し、マクロ的には適正な介護保険単価の設定につながり、ミクロ的には利用者の福祉につながっていくと考える。」として、社会福祉法人も一般企業と同じ基準で適正な損益計算を行い、一般企業との比較可能性を確保しなければならないと主張する。

これに対し、高田は、(2000:144)「利用者が社会福祉法人と民間事業者とを比較しようとする場合に参考とするのは、財務情報よりもむしろ施設の設備やサービスの内容などの情報であると考えられる。会計はあくまでも経営状況について表現する手段であるため、このような要請には応えることが出来ず、財務諸表を作成する意味は薄れるのではないかという懸念が残るだろう。」と損益計算を含む社会福祉法人会計の情報提供機能に対して懸念を表明し、「社会福祉法人会計基準は、従来の経理規程と同様に受託責任を果たすのみではなく、利用者に有用な情報を提供するという目的にも対応している。しかし、利益額のみを追求するわけにはいかない社会福祉法人において、損益を計算する会計が、利用者にとってどれほど有用な情報を提供しうるのかということについては、さらに検討していかなければならないだろう。」と社会福祉法人会計において示す「利益情報以外の情報」を検討する必要があることを指摘した。

以上、社会福祉法人会計の利害関係者をどの様に位置付けるによって、その考え方は全く異なったものになり得る。

社会福祉法人会計も社会福祉法人を取り巻く各種の利害関係者の判断や意思決定に役立つべきものであるが、経済合理性等の観点より、その利害関係者すべてに適合する情報を用意することは困難である。

結果として、主たる利害関係者を想定し、その主たる利害関係者に適した情報を作成・公開するとともに、主たる利害関係者以外の利害関係者はその情報を自らの判断や意思決定に援用するような社会システムをとらざるを得ない。

社会福祉法人会計においては、社会福祉法人の経営に最も大きな影響を受けるにもかかわらず、最も情報弱者と考えられる「福祉サービスの利用者」を主たる利害関係者として位置付けて社会福祉法人会計を構築すべきだと考える。

また、福祉サービスの利用者を主たる利害関係者とした場合、高田が指摘したように、必ずしも利益情報は自らの判断や意思決定に有用な情報とは言えないかもしれない。しかし、社会福祉法人会計が損益計算思考を導入したからと言って損益計算を中心としているとは言えない。

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

企業会計においても、従来の損益計算中心の会計思考から実態開示思考に移行しており、必ずしも適正な損益計算のみを追求した理論ではないと言える。

新社会福祉法人会計でも、企業会計に求められる金融商品に関する時価会計・リース会計・退職給付会計・減損会計等の実態を開示するための処理方法が導入されており、社会福祉法人の経営実態を明らかにしようとする考え方を反映していると考えられる。

以上より、本稿は「福祉サービスの利用者」を主たる利害関係者と置き、社会福祉法人の経営実態を開示することを目的とした会計情報を開示する方向で社会福祉法人会計制度を構築するべきではないかとの考えを基に、社会福祉法人会計の有用性そして会計の実践可能性及び情報の理解可能性について検討するものである。

### III 会計の意義と情報提供機能

#### 1. 会計の意義

会計には、以前より様々な意義づけがされてきたが、米国会計学会（American Accounting Association）が1960年に基礎的会計理論報告書（A Statement of Basic Accounting Theory）において定義したものが一般的であろう。

それは、「会計とは、情報の利用者が判断や意思決定を行うにあたって、事情に精通したうえでそれができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達する過程である。」としたもので、会計の情報提供機能に着目した定義として知られている。

このように、会計を情報提供機能に着目して考えた場合、情報の利用者の判断や意思決定への有用性が備わっていないければ、そもそも情報提供の意味はない。

すなわち、適切な会計であるためには、情報の利用者の判断や意思決定への有用性を充たすものでなければならない。

#### 2. 会計情報の有用性に関する質的特性

米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board: FASB）は、1980年Statement of Financial Accounting Concepts（SFAC）2号のなかで、意思決定に有用な情報の主要な特性として「目的適合性」と「信頼性」を上げた。

また、1989年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）は、「関連性」と「信頼性」という基本的特性に、「比較可能性」と「理解可能性」を加えた「概念フレームワーク」を提案し、その後2001年に国際会計基準審議会（International Accounting Standard Board: IASB）によって採用された。

そして、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2008年に

共同で公開草案「財務報告に関する改善された概念フレームワーク：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」を公表し、その後2010年一部改正され、現在の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の「概念フレームワークへ」とつながっている。

日本でも国際会計基準審議会等の動きに合わせるように、企業会計基準委員会が、2006年に討論資料として「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。

「財務会計の概念フレームワーク」の第2章「会計情報の質的特性において、「会計情報において求められる最も重要な特性は、その目的にとっての有用性である。この概念フレームワークでは、この特性を意思決定有用性と称している。これは、すべての会計情報とそれを生み出すすべての会計基準に要求される規範として機能する。」と述べるとともに、「意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること（意思決定との関連性）と、一定水準で信頼できる情報であること（信頼性）の2つの下位の特性により支えられている。」としているとしている。

豊田（2007：43）は、「会計情報に求められる最も本質的で重要な特性は、その目的にとっての有用性（意思決定有用性）に他ならない。」と指摘したうえで、「意思決定有用性という基本的特性が実際に機能し得るように、これを支える「意思決定との関連性」と「信頼性」という2つの下位の特性を有する。」とし、さらに、「意思決定との関連性」は、「情報価値の存在」と「情報ニーズの充足」によって支えられていること、また、「信頼性」は、「表現の忠実性」「検証可能性」「中立性」の諸概念によって支えられているとしている。

「財務会計の概念フレームワーク」の2章でも、会計情報の質的特性を次の図1ように整理している。

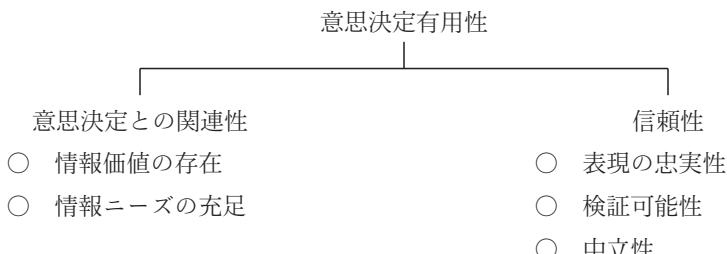


図1 会計情報の質的特性

有用な会計情報と言うためには、会計情報としての情報価値がなければならない。

そして、情報価値とは、その情報を入手することによって情報の利用者の予測や行動が改善されることを意味しており、会計情報の意思決定有用性を考える上で非常に重要な特性として指摘されている。また情報がいかに意思決定との関連性を充たそうとも、情報そのものに信頼

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

性がなければ、情報の利用者は、安心してその情報を利用することはできない。

会計情報が信頼できるかどうかは、会計主体の状況を忠実に表現していることが必要であるだけでなく、会計情報が信頼しうる証憑書類によって立証しうること（検証可能性）が求められるとともに、会計規程の制定や会計処理が特定の利害関係者の立場に立って行われるのではなく、公正中立な立場で行われることが求められる。

## IV 社会福祉事業の変遷と会計情報の意味

戦後、社会福祉事業に関する法律として、昭和 26 年 3 月に社会福祉事業法が制定され、社会事業を営むことを目的とした社会福祉法人が創設されることになった。

社会福祉事業法が制定された当時は、社会事業を行おうとする者が個人資産をもとに施設を設立し運営を行っていたが、社会福祉事業に関する基盤を整備するために社会福祉法人制度が創設され、措置委託制度への移行が進んでいくことになる。それは本来的には行政の責務としての福祉サービス事業を、行政主導の措置委託という形で社会福祉法人に委託し、委託を受けた社会福祉法人が福祉サービスを提供する仕組みである。そして、社会福祉法人会計も、社会福祉法人の創設にあわせ昭和 28 年 3 月通知「社乙発 32 号」によって制度として始まることになる。

昭和 40 年代には措置委託制度が確立し、社会福祉法人は、その利用者を行政から割り当てられるとともに、事業費用も措置費として行政から支給されるようになり、社会福祉法人の事業は、行政から支弁される措置費に依存することになった。

その後、高度経済成長に伴い国家予算にしめる社会福祉予算の伸びも著しくなり、社会福祉法人に対しても「財政状態及び経営成績を明確にして財務の公正を期し、国民の負託にこたえること」が求められ、昭和 51 年 1 月 厚生省は、会計処理の統一とより整合性のある会計の実施を目的として措置支弁対象施設を経営する社会福祉法人に対して「社会福祉法人経理規定準則」を通知した。

「社会福祉法人経理規定準則」は、社会福祉法人を消費経済事業体として位置づけ、収支計算を中心に法人が措置費や補助金といった公的資金の収支を正確かつ明瞭にすることを目指したものであり、予算主義に基づく収支計算に重点を置くことにより、行政による統制機能を高め、公的資金の受託者としての社会福祉法人に対して説明責任を果たさせること強く意図したものであった。

その後、平成 12 年には介護保険制度が始まり、福祉サービスは平成 15 年 4 月から原則として行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、提供者との契約により利用する制度へと移行することになった。このような措置委託制度から保険制度への変化は、社会福祉事業を取

り巻く環境を一変させた。特に、施設の利用者は自らの意思で利用施設を選択することができるようにになったとともに、民間の営利企業の参入が可能となり、福祉サービスの利用者にとって選択の幅が広がることになったのである。

それに伴い、従来の「社会福祉法人経理規程準則」から「社会福祉法人会計基準」に移行することになる。

平成12年2月 厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長より、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に宛てに通知された「社会福祉法人会計基準の制定について」では、「社会福祉法人については、引き続き社会福祉事業の中的な手にふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、従来にも増して自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが強く期待される。」とし、「これまで、社会福祉法人経営の基礎ともいえる社会福祉法人会計については、主として措置費等公的資金の収支を明瞭にし、その受託責任を明らかにすることを基本目的としていた。しかしながら、社会福祉法人が自らに期待される役割を積極的に果たせるようにするためには、従来の施設単位であった会計単位を法人単位に一本化し、法人全体での把握ができるようにするとともに、社会福祉法人としての公益性を維持し、入所者等の処遇に支障を与えることなく、自主的な運営が行えるようにする必要がある。」としたうえで、財務諸表の体系として資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表そして財産目録を示した。「社会福祉法人経理規定準則」から「社会福祉法人会計基準」への移行によって、「事業活動収支計算書（現 事業活動計算書）」が財務諸表の一つとして追加されたのである。この「事業活動収支計算書」は、企業会計における損益計算書に相当するものであり、事業の効率性を判断する財務諸表として位置づけることが出来る。このように損益計算の考え方を反映した財務諸表を追加した理由として、2会計基準の骨格（3）において「適切なコスト管理、経営努力の結果が反映するため」としている。

しかし、厚生省は平成12年3月「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針」を通知した。この「指針」は、措置制度から介護保険に基づく利用制度への変更に伴う会計区分の要請等に対応できるように出されたものであり、複数の事業拠点を有する社会福祉法人では会計区分も複数となり、その数だけ計算書類を作成することになる一方、介護保険以外の社会福祉事業、公益事業及び収益事業は適用対象としないこととした。

結果として、「社会福祉法人会計基準」設定当初は、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針」にも従った異なる種類の計算書類の作成が要請されることになった。

しかし、実務上の負担を考慮し、厚生省は「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指針」等の当面の運用について」を社会援護局施設人材課長・老人保健福祉局計画課長連名で通知し、特例措置として会計処理等の選択適用により1種類の計算

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

書類を作成すれば足りることとした。

このような経緯により、結局 同一法人内でも、会計区分間で複数の会計ルールが混在し、「社会福祉法人会計基準」を目指した法人単位の経営状況の把握や損益計算思考が浸透せず、法人間の会計情報の比較可能性も確保できない状況に至った。

そのような状況から、平成 23 年 7 月に「社会福祉法人会計基準」が改定された。（以降「新社会福祉法人会計基準」とする）

「新社会福祉法人会計基準」は、社会経済状況の変化への対応と会計ルールの併存の解消による事務の簡素化を目的として制定され、公益事業・収益事業を含む全ての事業に対して新会計基準が適用されることになった。

そして、平成 27 年 4 月から始まる事業年度からは、全ての社会福祉法人に対して適用を求め、以降、全ての社会福祉法人は、「新 社会福祉法人会計基準」に従った会計処理を行うことが求められる。今後は、企業会計の基準とも整合している統一した社会福祉法人会計基準により、全ての社会福祉法人が、その会計を処理することから、社会福祉法人間の比較可能性が確保されるにとどまらず、一般企業との比較可能性も相当程度確保されることが期待できる。

## V 現行社会福祉法人会計制度に関する考察

### 1. 社会福祉法人会計基準の目的

社会福祉法人会計を制度として整備するにあたって、会計基準はその根幹である。

会計基準は、異なる会計主体の会計処理の原則や方法等を一定の範囲内に規定することで、各会計主体の会計処理の原則や方法を統一し、各会計主体間の会計情報の比較可能性を確保する。

また、会計処理の適正性や適法性に関する判断の基準としても機能することになるとともに、会計に関連する諸法令を制定改廃するにあたっての指針としても機能すると考えられる。

したがって、社会福祉法人会計制度を検討するにあたって、先ずは社会福祉法人会計基準について検討する必要がある。

会計基準は、会計に関連する諸利害関係者から「会計基準としての合理性」について一般に公正妥当なものとして承認を得て初めて規範性を有することになり、会計処理するにあたって従わなければならない基準として機能する。そして、「会計基準としての合理性」は、会計目的を達成するための理論的合理性を備えているかによって判断されることになろう。

社会福祉法人会計基準の 1 目的及び適用範囲においてでは、「この会計基準は、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人の財務諸表及び付属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、社会福祉法人の健全なる運営に資することを目的とする。」と規定しており、現行の社会福祉法人会計基準において想定している会計目的は、社会福祉法人の健全なる運営に資する

ことであることが明示されている。

ここに、「健全なる運営」とは、具体的に如何なる内容を意味するのかを検討する必要がある。

この「健全なる運営」の解釈に関して「社会福祉法人の新しい会計基準 有限責任監査法人トーマツ編 中央経済社 2012年 P169～」では次のように述べている。

「介護保険制度の導入は社会福祉事業を「措置」から「契約」へ変化させ、提供されるサービスの内容によって利用者が法人を選ぶ立場になった。併せて、民間事業者の参入により一部の事業で利用者の獲得競争も激しくなっている。このような事業環境の変化により、将来的に当該事業で必要とされる経験やノウハウが変化し、従来の当該事業における成功要因が変化していく可能性があることが示唆される。」としたうえで、「社会福祉事業を営む法人は、このような変化へ適時に対応していく必要があるが、コスト度外視で充実したサービスを提供すればいいという単純な話ではない。定められた報酬単価に基づくサービス収益を前提に良質なサービスを提供するとともに、法人全体で剰余金を獲得し将来に向けて、その事業維持、拡大を図っていかなければ、将来にわたって存続することは困難である。すなわち、経営能力の向上により、法人全体として採算を確保しつつ、施設の再生産投資や有能な人材確保のための人材投資を実現しなければ、社会福祉事業を継続できないのである。」として、経営分析の向上という点で、新基準が果たす役割は非常に大きいと述べている。

しかし、新社会福祉法人会計基準の目的が、法人の健全なる運営を法人経営という視点で考えるべきなのか疑問に思う。

## 2. るべき社会福祉法人会計の目的

「健全な運営」という目的では、法人を取り巻く利害関係者から、「会計基準としての合理性」について承認を得ることは出来るとは思えない。

法人の合理的経営ないし効率的経営は、法人の経営者が自らの受託責任を果たすために、自ら進んで取り組むべきものであり、公的に規定すべき性格のものではない。

法人の経営管理目的のために必要な会計情報を、法人の経営者に報告する会計は必要であろうが、それは法人経営者の管理責任の問題であり、法人の経営管理目的に合理的と判断される会計システムも法人ごとに異なるはずである。ましてや経営者が責任をもって行うべき経営に外部者が介入すべきではないし、もし外部者が経営に介入した場合、その時点で外部者が法人経営に責任を負わなければならない。したがって、経営管理目的を主目的として社会福祉法人会計基準を制定することは、理論的におかしいといわざるを得ない。

企業会計においては、企業の外部者への報告を目的とした外部報告会計と企業の内部者への報告を目的とした内部報告会計に分けることが出来る。

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

内部報告会計は、企業内部の経営管理者を情報の受け手として想定し、経営管理目的 具体的には原価管理・原価統制・予算編成等を目的とした会計情報を作成することを意図している。もともと、企業の経営管理の責任は経営管理者が負うべきものであり、経営管理者がその目的にあった会計システムを自らが構築すべきものといえる。

平成23年7月に、厚生労働省が各都道府県・指定都市・中核市の民生主幹部（局）長宛に出した「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q&A）」の（問1）において、「社会福祉法人は、多額の公的資金・寄付金等を受け入れていることから、事業活動をより透明化し、経営実態をより正確に反映した形で国民や寄付者等に説明する責任がある。」と指摘し、社会福祉法人会計の一元化の目的を述べている。

以上から、考えるに、今般制定され、各社会福祉法人に適用を求めている「社会福祉法人会計基準」の目的は、受託責任の解除を目的とした説明責任を果たすことが、中心的な目的になっているように思われる。

たしかに、多額の公的資金を受け入れている以上、社会福祉法人には相応の説明責任が生じることは確かである。しかし、社会福祉法人を取り巻く諸種の利害関係者の中で、最も保護が必要なのは誰なのであろうか。

社会福祉法人を取り巻く利害関係者を概観すると、①法人に基本財産を提供した寄付者 ②法人に公的資金を提供（事業を認可）している行政府 ③税務上の得点を与えていたる税務当局 ④法人に資金を融資している債権者 ⑤社会福祉法人の経営者 そして、⑥社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用者及び地域住民をあげることが出来よう。

①寄付者や②行政府は、社会福祉法人の受託責任の履行状況の把握 ③税務当局は税務上の不正行為の防止を目的とした会計情報を求めるであろう。また④債権者は、社会福祉法人の債務支払能力の把握 ⑤の社会福祉法人の経営者は自ら負っている受託責任の解除を目的とした会計情報を求めることになる。そして、⑥社会福祉法人サービスの利用者は、いずれの福祉法人を選択すべきか、また現在利用している社会福祉法人が自ら望むサービスを提供しているか。

地域住民は、社会福祉法人が地域社会の負担にならないか、さらにどの様に地域に貢献しているか、を判断する目的で会計情報を求めることが出来る。

当然 すべての利害関係者の利益を保護するためには、各利害関係者が判断や意思決定目的に合致した適切な会計情報の提供が不可欠である。しかし、判断や意思決定の内容が異なれば必要とする会計情報も異なることになり、全ての利害関係者毎に異なる会計情報を作成することは会計主体にとって非常に大きな負担になることから、主たる利害関係者を定め、主たる利害関係者の意思決定に適合的な情報を作成報告するとともに、他の利害関係者は、当該情報を自らの意思決定に適合するように読み替えて利用するような会計制度とならざるを得ないであろう。

それでは、社会福祉法人会計において、誰を主たる利害関係者と想定し、会計情報を作成し、公表すべきなのであろうか。

それを、考えるためには、①社会福祉法人との利害関係 ②会計情報への関与できる程度 ③会計的専門知識の有無などを総合的に勘案して決定すべきであろう。

社会福祉法人を取り巻く利害関係者の中で、行政府や税務当局は、法人設立の認可・補助金の給付・収益活動に対する課税等 大きな利害関係を有している。しかし、会計知識の豊富な専門家であるうえ、監督機関として位置づけられることから、不正を未然に防ぐために、必要ならば自ら調査を行うことも可能である。

また、寄付者や債権者も、自らの資金を提供しており、資金委託者として状況を知る権利を有しているが、経営者に多大な影響を与えることが出来る立場であることから、会計情報のみならず自ら欲する様々な情報の提供を求めることが出来る。

それに対して、利用者（潜在的利用者・利用予定者を含む）は、社会福祉法人の提供しているサービスの質や量など、自分に適したサービスを受けるために、社会福祉法人の状況を深く検討するに当たって会計情報が不可欠である。さらに、利用者と社会福祉法人との接触は限られており、得られる情報は限定的であるうえ、会計情報を理解するのに必要な会計リテラシーも期待できない。

以上の状況を考えると、社会福祉法人との関係において、もっとも保護すべきは、「福祉サービスの利用者」ではないかと考える。

福祉サービスの利用者の意思決定目的に適合的な会計情報とは如何なるものであるかは、なお不明であるが、社会福祉法人の利益情報についてはそれほど興味を持たないことは明らかであろうし、利益情報が前面に出ることによって、無用な誤解を生じさせる可能性すら考えられる。ただ、企業の外部報告会計では、投資家はもとより、債権者・仕入先や得意先を含む取引先や国や地方公共団体（税務当局を含む）さらには従業員や地域住民に対しても、有用な会計情報を提供すべきとの考え方から、企業実態の表示に主眼を置いた様々な規定が作られるようになってきている。新社会福祉法人会計基準の諸規定も企業会計の基準との整合性が図られており、社会福祉法人の実態開示に優れた内容になっていると考えられよう。

すなわち、「新社会福祉会計基準」は、実質的に社会福祉法人の実態開示を行う方向で規定が作られており、「福祉サービスの利用者」にも有用な会計情報と言えるのではないかと考えられる。いずれにしても、情報の利用者である「福祉サービスの利用者」を対象とした実態調査を経なければ有用な会計情報とはどのようなモノなのかという明確な答えは出てこないかと思われる。

### 3. 会計担当者の実践可能性について

如何に、一般に公正妥当と認められる会計基準を制定しても、当該会計基準に従って適切に会計処理できる会計担当者がいなければ、会計を実践することは出来ない。

「新社会福祉法人会計基準」を確認すると、企業会計に関する基準に基づく処理を援用することが多く見受けられる。さらに社会福祉法人の経営実態を表示するために極めて複雑な会計処理を求められている。つまり社会福祉法人会計の担当者は、企業会計の担当者以上の会計的能力が求められるのではないかと考えられる。

企業会計では、商業高校や専門学校・大学等において、企業会計（簿記・財務会計・管理会計・税務会計・監査を含む）の教育が継続的な行われているとともに、全国経理学校協会簿記検定・日本商工会議所簿記検定・税理士試験・公認会計士試験を通じて、企業会計の扱い手を養成してきている。

対して、社会福祉法人会計の扱い手が、組織的・継続的・体系的に養成されてきている実績は認められない。

寄付行為や補助金に関する規制などに対応しなければならない社会福祉法人における会計は、企業会計に比較して一層難しい部分が含まれており、本来ならば企業会計の担当者以上の会計スキルが求められると思われるが、組織的・継続的・体系的に養成されてはいない。確かに、「社会福祉法人会計基準」の改定に伴い、日本各地で、社会福祉協議会等が中心になって、研修を散発的に行っているが、それをもって、新基準へ移行するに当たって十分な経験や知識を修得できたとは考えにくい。

このような状況では、社会福祉法人会計の実践可能性を確保することは難しく、会計情報の有用性に対する制約となってしまいかねない。

### 4. 会計情報利用者の理解可能性について

如何に意思決定目的に合致した情報が提供されても、情報の受け手に読む取る力、言い換えるならば会計情報の読み取り力・理解力がなければ、どのように有用な会計情報を提供しても無駄である。会計情報は高度に会計処理された結果であり、公表された財務諸表を適切に理解するためには、相応の専門的知識が必要となる。

しかし、社会福祉法人が提供するサービスを利用する者（利用者）に社会福祉法人が公表する財務諸表を読み取る力を期待することは難しく、結果として、いくら利用者の意思決定に有用な会計情報が提供されても、実質的には何ら社会的に役立つものではなくなってしまう。

企業会計では、自己責任という考え方の下、自らが会計的知識を持ち、会計情報を理解したうえで判断や意思決定を行うべきものと考えられている。もし、そのような会計リテラシーが乏しい場合には、証券会社等の専門家によるアドバイス等を参考に自らの責任で判断し、意思決

定することになる。財務会計の概念フレームワークでも、その17において、「今日の証券市場においてはさまざまな情報仲介者が存在し、十分な分析能力を持たない投資家に代わって証券投資に必要な情報の分析を行っている。したがって、十分な分析能力を持たない投資家も、これらの仲介者を利用することにより、分析能力を高めるために必要なコストを節約しながら証券投資を行うことが出来る。情報仲介者の間で市場競争が行われているとすれば、十分な分析能力を持たない投資家にも会計情報は効率的に伝播するであろう。」と説明している。

社会福祉法人会計制度においても、情報仲介者の必要性が認識されるべきであり、整備を進めることにより、「福祉サービスの利用者」に対する会計情報の提供を確保し、その利益を保護すべきだと考える。

## VI 総括と今後の調査研究に向けて

私は、現在の社会福祉法人会計において、主たる利害関係者として保護されるべきは社会福祉サービスの利用者であると考え、社会福祉サービスの利用者の判断や意思決定に有用な会計情報とは何かを考えていくべきだと考える。

その為には、今後は、情報の利用者である社会福祉サービスの利用者又は施設を選択する者（利用者の代理人）を対象として、現行の会計情報の有用性（情報の目的適合性と理解可能性）に関する調査を行うとともに、判断や意思決定に必要な情報の調査を行う必要があろう。

また、社会福祉会計の実践可能性については、社会福祉法人が自ら会計担当者の養成の必要性を理解する必要が有ろうし、社会的に社会福祉法人会計を担っていく会計担当者を養成していく仕組みを作っていく必要があろう。

そのため、社会福祉法人における会計実態の調査を行うとともに、会計担当者の意識の調査を行おうと考えている。

また、企業会計において、企業会計目的が会計当事者の利害と一致していることにより、適正な会計を実施することに動機づけされる。しかし、現在の社会福祉会計制度では、会計主体が適正な会計情報を作成し、積極的に開示させるインセンティブが制度的に準備されていない。より適正な会計処理を行い、適切な財務諸表を積極的に開示することによって、社会福祉法人に大きなメリットがもたらせるような仕組みを作り上げることが必要であろう。

さらに、情報の利用者の理解可能性を確保するためには、中立的な立場で社会福祉法人が公表する財務諸表から各社会福祉法人の状況を読み取り、情報の利用者に伝える者が必要になる。しかし、現状では、社会福祉法人が作成し公表する財務諸表から社会福祉法人の実態を読み取る能力とともに、社会福祉サービスの利用者が理解できるように説明する能力有する者は非常に稀であろう。

## 社会福祉法人会計制度の有用性に関する一考察

そのためには、情報仲介者の制度を整備する必要があり、社会福祉法人会計に関する相応の教育を行っていく必要があると思われる。

以上 何れの問題にしても、今後の調査研究が必要であり、本稿を今後の研究の出発点としていたい。

そして、今後の調査研究を通じて、社会福祉サービスを利用しようとする者の利益の保護につなげたいと考えている。

### <引用文献>

浅尾隆司「社会福祉法人における会計制度の特徴と課題」広島大学マネジメント研究(10), 37-49, 2010-03

高田京子「社会福祉法人会計の特徴と有用性」人間福祉研究 第3号 2000 127-144

斎藤静樹編著『詳細 討議資料 財務会計概念フレームワーク第2版』中央経済社 2007

#### 第1部 討議資料の考え方

第3章 2006年版の変更点と特徴 執筆 豊田 俊一

斎藤静樹主幹『会計情報の有用性』中央経済社 2013

#### 第2部 討議資料の解説

第2章 利益情報の有用性 執筆 大日方 隆

第6章 拡大された会計情報の有用性 執筆 薄井 彰

有限責任監査法人トーマツ編『社会福祉法人の新しい会計基準』中央経済社 2012

#### 第II部 社会福祉法人の新しい経営分析